

株式運用における貸株取引および利益相反管理等に関する規程

(目的)

第1条 国家公務員共済組合連合会(以下「当会」という。)は、株式運用を適切に行うため、貸株の管理、利益相反(コンフリクト)への対応および損害賠償請求の実施に関する基本方針ならびに手続を本内規に定め、受託者責任およびガバナンスの適正性を確保する。

(貸株の基本方針)

第2条 当会は、パッシブ運用を行う株式について、手数料収入の確保を目的として貸株を実施することができる。

(議決権行使への配慮)

第3条 当会は、貸株の実施にあたり、当会の議決権行使に支障を生じさせないように、次の事項を当会の判断により適切に調整する。

- 貸付株数の調整
- 貸付の時期および期間の調整
- 必要に応じた株式の回収(貸株返却要求)の実施

(利益相反管理の基本原則)

第4条 当会は、議決権行使その他の外部ガバナンスの執行にあたり、投資先企業に対して中立かつ独立した立場を維持し、利益相反を惹起しないよう管理・運用を行う。

(契約解除)

第5条 当会は、運用受託機関が利益相反に適切に対応できないと当会が判断した場合、運用委託契約を解除することがある。

(法的措置の実施)

第6条 当会は、投資先企業の不法行為により株式価値が毀損し、回復不能な損失が発生した場合には、損害賠償請求、訴訟その他必要な法的措置を講じることがある。

(損害賠償請求の判断基準)

第7条 当会が損害賠償請求または訴訟を行うか否かは、次の基準を総合的に勘案して判断する。

- 投資先企業による不法行為の違法性が高く、株主利益を著しく損なうものであること
- 株式の上場廃止等により損害が確定し、回復が困難であること
- 損害額が一定の基準を超え、費用対効果の観点から実施が合理的であること
- 勝訴可能性が高く、相応の回収が見込まれること

- 請求を行わない場合、当会の説明責任を果たせないと判断されること